

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 市内事業者向けの2つの補助金を創設します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の経営を支援するため、市内事業者に対し補助金を交付します。

1 コロナ対応経営計画実行補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の経営回復を促進するため、前橋商工会議所、前橋東部商工会及び富士見商工会の支援を受け経営計画を作成、見直しした市内小規模事業者等に対し、経営計画の事業実施に係る経費の一部を補助します。

市内小規模事業者等の社会情勢の変化への対応を支援し、事業継続による地域産業の振興を図ります。

(1) 対象事業者

市内で1年以上操業している中小企業者で、かつ、前橋市税に滞納がない者

(2) 交付対象事業及び対象経費

商工会議所・商工会の支援を受けながら、財務状況を含めた自社分析を行い、経営計画の策定や見直しを実施したもので、その事業計画に位置付けた販路開拓等に資する事業

(ア) 広報費（Webサイト構築費を含みます）

(イ) 賃借料（リース料、賃借料）

(ウ) 委託外注費（改装費等）

(エ) 設備備品費（耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のもの）

(オ) 感染防止対策費（耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のもの）

※ (オ) は (ア) から (エ) までの合計額の1/3または15万円以内

(3) 交付金額

補助限度額：40万円

補助率：交付対象経費の2/3以内

(4) 申請受付

【第1期】令和3年9月15日から令和3年10月6日まで

【第2期】令和3年10月20日から令和3年11月10日まで（予定）

※申請書類の作成にあたっては、前橋商工会議所、前橋東部商工会または富士見商工会のいずれかの担当者と事前面談が必要です。

2 ニューノーマル対応支援補助金

群馬県が認定した「ストップコロナ！対策認定店」として、感染症対策のために事業者が行う新たな設備の導入や既存設備の更新に係る経費の一部を補助します。

コロナ禍においても安心して利用できる店舗の環境づくりを支援し、市内で意欲的に営業する事業者の事業継続に繋げることを目的とします。

(1) 対象事業者

群馬県が「ストップコロナ！対策認定店」として認定した店舗を市内に有する事業者

(2) 交付対象事業及び対象経費

市内店舗の換気向上や非接触化、抗菌化等のために行う新たな設備導入および既存設備の更新に係る経費

(A) 新たな設備の導入や非接触化、抗菌化に係る経費

例) CO₂濃度測定機や高機能換気設備等の新たな導入、自動水栓化や出入口ドアの自動化等の非接触化、抗菌機能塗料や抗菌加工による改装、新たに屋外営業を行う際に必要な物品等

(B) 既存の設備の更新に係る経費

例) 空気清浄機能付きエアコンへ入替、空気清浄機の買替等

※令和3年10月1日から令和4年1月31日までに支払・納品が完了していること

(3) 交付金額

新たな設備の導入を行う場合

補助限度額：60万円

補助率：交付対象経費の3/4以内

既存の設備の更新のみを行う場合

補助限度額：30万円

補助率：交付対象経費の3/4以内

(4) 申請受付

受付期間：令和3年11月30日から令和3年12月7日まで

報告期間：交付決定日から令和4年2月14日まで

コロナ対応経営計画実行補助金については

担 当 産業政策課 産業政策係

電 話 027-898-6983 (内線：4207)

ニューノーマル対応支援補助金については

担 当 にぎわい商業課 商業振興係

電 話 027-210-2188 (内線：88-134)